

学校伝染病と出席停止について

あなたのお子さんは、下記の病気のため学校保健法12条の規定により出席停止といたしましたので、医師の許可があるまで幼稚園を休ませてください。

なお、医師の治癒証明書を記入していただき、登園する日に提出して下さい。

病名	登園停止の期間
インフルエンザ	発症後5日、かつ解熱後3日を経過するまで。
百日ぜき	特有の咳が止まるまで。
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺のはれが消えるまで。
風疹（三日ばしか）	発疹が消えるまで。
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで。
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消えてから2日を経過するまで。
結核及び、腸管出血性大腸菌感染症（O-157含む）、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。

第一種伝染病(コレラ、細菌性赤痢など)以外にも他の園児に伝染するおそれがあるために、学校保健法により、登園を停止される病気があります。(上記の停止期間は原則的な基準であり、症状によって異なります。上記以外の病気でも、伝染のおそれがある場合は登園を控え、治療後の登園については、医師と相談して下さい。)

----- きりとり -----

治癒証明書

慈教幼稚園 園長 殿

_____組 _____号 園児名 _____

伝染病名 _____ 月 _____日 ~ _____月 _____日の間 出席停止

伝染病の予防上支障がないと認めますので、登園を認めます。

医師名 _____ 印

----- きりとり -----

治癒証明書

慈教幼稚園 園長 殿

_____組 _____号 園児名 _____

伝染病名 _____ 月 _____日 ~ _____月 _____日の間 出席停止

伝染病の予防上支障がないと認めますので、登園を認めます。

医師名 _____ 印